



覚醒剤などの薬物乱用の防止

なぜ、覚醒剤や大麻等の薬物乱用はいけないのか？

★ 薬物を乱用すると…

- 脳に影響を及ぼし、精神や身体もボロボロになる。
- 自分の意思では止められなくなる。
薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、薬物の「依存性」と「耐性」
- 《依存性》
薬物を使い続けているうちに身体に異変が生じ、薬物を使いたいという気持ちが強くなり、自分ではコントロールできなくなる。
- 《耐性》
使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効かなくなる。
- 薬物欲しさに犯罪を犯すようになる。
 - ・ 薬物を入手する金欲しさに窃盗事件や殺人事件を起こすことがある。
 - ・ 妄想等が現れ、重大な交通事故を引き起こすことがある。
- 友達や家族を失う。
薬物に溺れ、人間関係が破綻して、家族や友人から孤立する。
- 法律で厳しく罰せられます。
 - ・ 覚醒剤を所持・使用した場合 10年以下の懲役（単純）
 - ・ 大麻を所持・施用した場合 7年以下の懲役（単純）
 - ・ 指定薬物を所持・使用した場合 3年以下の懲役



やまびこ

うきは警察署
☎ 76-5110

薬物乱用に関する情報提供・相談先

- 最寄りの警察署又は交番
- 薬物110番 : 092-641-4444
- 情報提供 : 県警ホームページ



企業対象暴力及び行政対象暴力対策の推進

不当要求を受けたら警察に相談してください。

暴力団等から不当な要求を受けた場合、早い段階で警察に届出をすることで、被害の拡大を防止できる可能性が高くなります。

また、近年治安対策上の課題となっている、「匿名・流動型犯罪グループ」は、手を変え品を変えて、様々な社会経済活動に介入し、違法行為を敢行して資金を獲得しようと狙っており、その背後では暴力団が暗躍しています。

相手が暴力団であるかそうでないかに関わらず、不当な要求や詐欺的な商法など、違法行為を受けたり、それを見聞きした場合は、ひとりで悩まずに、まずは警察に相談や情報提供をしてください。

相談・情報提供は、最寄りの警察署や、暴力追放ダイヤルなどで随時受け付けています。

暴力団との関係遮断を後押しします。



事件事故発生状況

1/1～5/15（新川駐在所管内）

●人身事故… 0件
●窃盗 … 0件



福岡県暴力団排除条例において、公安委員会は、県民、事業者等が禁止行為を行ったことについて自ら進んで申告し、再び禁止行為を行わないことを誓約した場合は、勧告（行為の是正を求めること）を行わないこととされています。

暴力団からの不当要求を現に受けている場合はもちろん、過去に暴力団に対してみかじめ料など金品を供与したことがある場合も、最寄の警察署又は暴力追放ダイヤルに相談してください。

県警察は、暴力団排除に取り組もうとする事業者を保護し、暴力団と決別することを全力で後押しします。